

鳥取県アカヒレタビラ保護管理事業計画

．事業の目標

アカヒレタビラは、コイ科タナゴ亜科の淡水魚である。その形態でシロヒレタビラ、アカヒレタビラ、セボシタビラに細分されている。全国的な分布は太平洋側では利根川以北、日本海側では石川県以北に分布するとされていたが、数年前に鳥取県多鯰ケ池、島根県大田市で生息が確認された。県内の分布はかつて多鯰ケ池で生息していたが、ブラックバスの放流のためかその後は確認されておらず、現在では日野川水系の一部のごく限られた地域に生息している。

本種は、遊泳力が弱いためその生息域は平野部の河川のほとんど流れのない静水域、浅くて水草のよく繁ったため池や用水路であるが、用水路等のコンクリート化や河川改修などに伴い、産卵床の二枚貝類の生息環境が失われつつある。さらにブラックバスなどの移入種による捕食、水質の悪化、鑑賞魚としての乱獲などにより本県のアカヒレタビラの生息場所はきわめて限定され、その生息は危機的状況にある。このため、「山陰地方のアカヒレタビラ」は環境省 RDB で絶滅のおそれのある地域個体群に指定されている。また、平成 14 年には、「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき特定希少野生動植物種に指定された。

本事業は、本種の生息状況等の把握を行い、その結果を踏まえ、生息水域における生息環境の改善や保護啓発の強化等を図るとともに、必要に応じ適切な方法による飼育条件下での繁殖を行い、分布の拡大及び個体数の増加を図ること等により、本種が自然状態で安定的に存続できることを目標とする。

．事業の区域

県内における本種の生息域（過去の生息域を含む。）

. 事業の内容

1 個体群の保全・管理

(1) モニタリング

本種の保護管理事業を適切かつ効果的に実施するため、生息水域の定期的な生息状況及び生息環境等に関する調査を継続的に行うとともに、これらに関する情報の蓄積を行う。

(2) 生息地の確保

本種の生息地における土地利用や事業活動の実施に当たっては、生息に必要な環境条件を確保するための配慮が払われるよう努める。

(3) 生息地の拡大

本種の繁殖は、野生個体群の維持拡大によることを基本とするが、必要に応じ、補完的に飼育条件下での繁殖群又は野生個体群の移殖による分布域の拡大及び個体数の増加を図る。

なお、個体の移殖に当たっては、遺伝的多様性の喪失等野生個体群の存続を脅かす恐れがないように十分留意することとする。

(4) 生息水域における捕獲の防止

本種は、その希少性からマニア等の捕獲対象になりやすい。そのため、「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」により特定希少野生動植物に指定されており、捕獲が禁止されていることを積極的に周知することや、希少野生動植物保護推進員による監視の実施等を図りながら捕獲の防止を図る。

2 生息環境の保全・管理

本種の自然状態での安定した存続のためには、二枚貝の産卵母貝やその再生産に関与する他の魚種などを含む本種を取り巻く水域生態系全体を良好な状態に保つことが必要である。

現存する生息地の多くでは、営農のための日常的な水路管理により、本種の生息に必要な環境条件がこれまで良好に維持されてきた。しかしながら、営農形態の変化、休耕田の拡大等に伴い、本種の生息に適した水域環境が失われつつある。

このため、本種の生態特性を十分に踏まえた生息環境の維持・改善を、生息地及びその周辺地域における協力体制を図りながら進める。

(1) 生息水域の保護

ア) 静水域や止水域の管理

本種は遊泳力が弱いため、平野部の河川のほとんど流れのない静水域、浅くて水草のよく繁ったため池や用水路に生息している。本種の稚魚や産卵母貝であるドブガイ等の二枚貝は比較的水深の浅いところに生息し、また、ヨシノボリ類も水底近くを泳ぐ底生魚であるが比較的水深の浅いところに生息する。このため、川の静水域やため池であって岸から深部にかけて、浅いならかな傾斜がある水域環境の維持、再生を河川管理者、地域の人々の理解と協力を得ながら推進する。

イ) 産卵母貝やヨシノボリ類の生息の維持、再生

本種の生態特性から産卵母貝となるドブガイ等の二枚貝が多数生息している必要があり、また、ドブガイ等の二枚貝の生息のためには、稚貝が寄生するヨシノボリ類も生息している必要があるため、このような生息環境の維持、再生を推進する。

ウ) 植物の管理

岸部の水深が浅い区域ではヨシやマコモ、ガマ類などの抽水植物が生育し、稚魚の安全な隠れ場所になり、餌となる動物プランクトンや植物プランクトンもよく繁殖する。このため、このような水生植物が生育する生育環境の維持、再生を推進する。

(2) 水質の改善

本種は、貧栄養型の水域よりも富栄養型の水域の方に多く生息し、最適の化学的酸素要求度 (COD) は 3 ~ 10 mg / L とされている。

このため、過度の富栄養化を防ぐために、栄養分の多い生活雑排水や、肥料分の多い水田等の水が流入しないよう、流入負荷の適正管理を推進する。

(3) 移入種の対策

ブラックバスやブルーギルなどによる捕食やタイリクバラタナゴとの交雑による生態的競合などの移入種対策について、その侵入状況や影響を監視するとともに本種の生息地への侵入を防止するための対策を図るとともに、侵入した個体の除去を推進する。

3 法的規制・位置付け等

(1) 鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例関係

アカヒレタビラは、「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」により特定希少野生動植物種に指定され、既に、その捕獲等が禁止されている。また、自然生態系保全地域の指定については、今後の本種の生息状況により、必要に応じて検討するものとする。

(2) その他の法令関係

大部分の生息水域は、河川区域であり、河川法によりに工作物の設置等が規制されている。さらに、全域にわたって、鳥取県内水面漁業調整規則によりブラックバス、ブルーギルの放流が禁止されている。アカヒレタビラの生息環境を保全するために、これらの法令の規制を有効に活用することが望ましい。

4 社会的支援体制の強化及び普及啓発の推進

本種の維持・生息拡大を図るには、保護管理を支える、関係行政機関、関係団体、県民等の活動・協力が必要であるとともに、支援体制の連携と強化が図られるように努める。

今後、本種の生息状況及び保護の必要性、保護管理事業の実施状況等に関する普及啓発を推進し、本種の保護に関する配慮と協力を呼びかける必要がある。また、関係地域において本種についての理解を深めるための活動を行うこと等により、生息地及びその周辺地域における自主的な保護活動の展開が図られるよう努める。

5 事業推進への連携体制

本事業の実施に当たっては、事業に係る県を始めとする関係市町村の各行政機関、特に生息域における各種工事を実施する県土整備関係部局や農林水産関係部局と密な連携を図るとともに、本種の生態等に関する研究機関、本種の生息地及びその周辺地域の住民等の関係者間の連携を図り、効果的に事業が推進されるよう努める。

